

教育現場におけるオンライン教育の活用

令和3年3月29日

内閣府特命担当大臣（規制改革） 河野 太郎
文部科学大臣 萩生田 光一

- 少子化が急速に進展する一方、人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあるなど、急速な社会変化が伴う「予測困難な時代」を生き抜くためには、デジタル技術を可能な限り活用し、すべての児童生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）の可能性を引き出すための学びの環境を整備することが必要である。
- このため、GIGAスクール構想の実現に向け、小学校及び中学校において一人一台端末の導入を進めるとともに、高等学校においても端末を整備するなど、ICTをこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして活用する環境を整えている。
- 今後は、こうした ICT の環境整備を活かし、各学校における創意工夫の下、児童生徒等の発達の段階に応じて、オンライン教育を有効に活用することによって、教師等が児童生徒等に寄り添い、質の高い教育が行われるようにしていくなければならない。
また、今般の新型コロナウイルス感染症の事例だけでなく、他の感染症や災害の発生時等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒等の学びを保障していかなければならない。
- 一方で、こうした取組を進めるに当たっては、学校がこれからの中長期的に必要性が増す社会性や人間力を身に付ける場でもあり、児童生徒等の安全性を確保しつつ、それに必要なきめ細かい指導を行うため、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場の ICT 化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことも併せて踏まえる必要がある。
- これらを踏まえ、教育現場におけるオンライン教育の活用について、以下の取組を進める。

1. オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育の実現

(1) 学校現場の創意工夫の促進

- 教師が、オンラインを活用した授業を行うに当たって、同時双方向、オンデマンド動画、デジタル教材等をハイブリッドに活用し、学校現場での児童生徒等の状況に応じ、より質の高い教育を行うために最適な対応が取れるようにする。
- 具体的には、
 - ・教師が、学習の遅れの見られる児童生徒にはより重点的に指導を行ったり、学習進度の早い児童生徒には主体的に発展的な学習に取り組む機会を提供したりすること、
 - ・外国語に関する学習において、デジタル教材の活用や、外部人材や海外の児童生徒とオンラインを活用したコミュニケーションを図ることを通して指導したり、プログラミングに関する学習において、外部の専門家と連携して指導したりすること、
- など、オンラインを活用した授業の好事例を示し、児童生徒に寄り添った質の高い教育が行われるように、学校現場の創意工夫が可能となるようにする。
- また、各学校がその地域における強みを活かすとともに、オンラインを活用して国内外の社会的・文化的な教育資源を十分に活用した教育を展開できるよう、全国どの地域に住んでいても、充実した学習コンテンツを活用できる環境整備に取り組む。
- オンライン教育の活用については、学校現場の創意工夫が十分に發揮されるよう、学校現場を後押しする。同時に、教育現場の創意工夫が阻害されないよう注意しながら、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進める。

(2) 不登校児童生徒、病気療養児に対する学びの保障

- 学校で学びたくても学べない不登校児童生徒や病気療養児が、一人一台の端末を活用し、自宅や病室等で行うオンラインを活用した学習（同時双方向での授業配信やオンデマンド動画等を活用した学習）については、一定の要件の下出席扱いとし、学習の成果を評価に反映する。

(3) 高等学校におけるオンライン教育

- 同時双方向によるオンラインを活用した授業で取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授

業をした場合等には、単位数上限に加算しないよう算定方法を弾力化し、教師による対面指導とオンラインを活用した指導を融合させた柔軟な授業方法を可能とする。

- また、離島・中山間地域等に居住する生徒であっても、生徒自らの進路希望に応じて、他校の通信課程の科目を受講することで、多様な科目を学ぶことなどができるよう、高等学校段階における全日制・定時制と通信制とのハイブリッド的な取扱いを推進する。
- このほか、それぞれの高等学校が、デジタル技術等を用いた創意工夫により魅力を高めることにより、生徒一人ひとりがデジタル化時代の社会の創り手となることができるよう、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、令和3年度中に結論を得る。

(4) 大学におけるオンライン教育

- 通学制の大学におけるオンラインを活用した授業により取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業をした場合等には、単位数上限に加算しないことを明確化する。また、通信制の大学においては、オンラインを活用した授業のみで上限なく全ての単位を取得できることも併せて周知を図る。
- これにより、例えば、オンライン教育の活用による留学を促進する観点から、日本人学生が海外に滞在しながら、また、外国人学生が自国にいながら日本の大学の授業を受ける場合、通学制の大学においても、海外からのオンラインを活用した授業と日本での対面授業の柔軟な組み合わせによる教育が可能であることなどの周知を図る。
- 一方で、通学制の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添い、学生が安心し、十分納得した形で学修できるように対応することが重要である旨を併せて周知する。
- このほか、教育の質保証の観点も含めて、デジタル化時代に即したものとなるよう、大学設置基準、大学通信教育設置基準の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、令和3年度中に結論を得る。

2. 学習者用デジタル教科書の普及促進

- 一人一台端末環境の早期の実現等を踏まえ、デジタル教科書の活用の可能性を広げて児童生徒の学びの充実を図るため、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする現行基準について撤廃するとともに、学校現場におけるデジタル教科書の使用が全国的に普及するよう促進する。
- 一方、視力低下の防止等の健康面における配慮が必要であることから、健康面での留意事項等についても周知を図る。

3. 感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない場合の学びの保障

- 小中高等学校において、新型コロナウイルス感染症対策として特例的に実施した今般の以下の取扱いについて、その他の感染症や災害等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合においても、同様の取扱いを可能とする。
 - ① 学校の臨時休業期間中におけるオンラインを活用した学習を含む自宅等での学習の成果を学習評価へ反映できること
 - ② 一定の要件の下で対面での再指導を不要とすること
- また、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、オンラインを活用した学習の指導を教師が実施したと校長が認める場合、オンラインを活用した特例の授業として位置付け、指導要録に記録することを可能とする。
- 大学においても、新型コロナウイルス感染症拡大により、対面授業の実施を予定していた授業を、十分な感染症対策を講じたとしても対面授業により実施することが困難な場合、オンラインを活用した授業を行う弾力的な運用を認めることとした今般の特例的に実施した取扱いについて、今後、他の感染症や災害等により対面授業の実施が困難な場合が生じたときにも同様の取扱いを可能とする。